

令和3年度

各会計予算書

芦屋市

第20号議案

令和3年度芦屋市一般会計予算

令和3年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,130,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 市税		千円 22,444,220
	01 市民税	12,527,970
	02 固定資産税	7,596,812
	03 軽自動車税	45,443
	04 市たばこ税	269,285
	06 入湯税	24,296
	08 事業所税	71,905
	10 都市計画税	1,908,509
02 地方譲与税		165,000
	01 地方揮発油譲与税	37,000
	02 自動車重量譲与税	120,000
	04 森林環境譲与税	8,000
03 利子割交付金		31,000
	03 利子割交付金	31,000
04 配当割交付金		170,000
	04 配当割交付金	170,000
05 株式等譲渡所得割交付金		206,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	206,000
06 法人事業税交付金		69,000
	06 法人事業税交付金	69,000
07 地方消費税交付金		1,707,000
	07 地方消費税交付金	1,707,000
08 環境性能割交付金		14,000
	08 環境性能割交付金	14,000
09 ゴルフ場利用税交付金		2,700
	09 ゴルフ場利用税交付金	2,700
10 地方特例交付金		172,299
	10 地方特例交付金	48,299
	12 感染症対策地方税減収補填特別交付金	124,000

款	項	金額
11 地方交付税		千円 500,000
	11 地方交付税	500,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	12 交通安全対策特別交付金	13,000
20 分担金及び負担金		254,029
	01 分担金	182
	02 負担金	253,847
21 使用料及び手数料		1,365,572
	01 使用料	1,197,498
	02 手数料	168,074
22 国庫支出金		5,244,309
	01 国庫負担金	4,027,204
	02 国庫補助金	1,197,586
	03 国庫委託金	19,519
23 県支出金		2,622,930
	01 県負担金	1,658,054
	02 県補助金	708,692
	03 県委託金	256,184
24 財産収入		1,248,406
	01 財産運用収入	76,403
	02 財産売却収入	1,172,003
25 寄附金		51,606
	25 寄附金	51,606
26 繰入金		2,510,096
	01 基金繰入金	2,449,596
	02 他会計繰入金	60,500
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		1,293,232
	01 預金利子	30
	02 延滞金，加算金及び過料	35,400

款	項	金 額
	03 貸付金元利収入	千円 84,503
	04 公営企業貸付金元利収入	395,878
	20 雑入	777,421
29 市債		3,045,600
	29 市債	3,045,600
歳 入 合 計		43,130,000

歳 出

款	項	金 額
01 議会費		千円 411,435
	01 議会費	411,435
02 総務費		4,856,676
	01 総務管理費	3,880,744
	02 徴税費	492,315
	03 戸籍住民基本台帳費	344,713
	04 選挙費	96,089
	05 統計調査費	13,568
	06 監査委員費	29,247
03 民生費		15,832,321
	01 社会福祉費	5,821,569
	02 老人福祉費	2,045,446
	03 児童福祉費	6,700,392
	04 生活保護費	1,259,365
	05 災害救助費	5,549
04 衛生費		4,102,057
	01 保健衛生費	2,310,358
	02 清掃費	1,678,943
	03 上水道費	112,756
05 労働費		22,425
	02 労働諸費	22,425
06 農林水産業費		27,703
	06 農林水産業費	27,703
07 商工費		142,743
	07 商工費	142,743
08 土木費		6,299,814
	01 土木管理費	80,444
	02 道路橋梁費	858,494
	04 都市計画費	5,000,871
	05 住宅費	360,005

款	項	金額
09 消防費		千円 1,641,475
	09 消防費	1,641,475
10 教育費		5,451,080
	01 教育総務費	1,204,674
	02 小学校費	499,991
	03 中学校費	1,343,599
	05 幼稚園費	362,612
	06 社会教育費	1,088,806
	07 保健体育費	951,398
11 災害復旧費		10,000
	01 公共施設災害復旧費	10,000
12 公債費		4,230,601
	12 公債費	4,230,601
13 諸支出金		1,670
	01 普通財産取得費	1,670
30 予備費		100,000
	30 予備費	100,000
歳 出	合 計	43,130,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
08土木費	02道路橋梁費	市道217号線外電線 類地中化工事	千円 255,750	令和3年度 令和4年度	千円 171,750 84,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高機能消防指令センター及び 消防救急デジタル無線機 更新設計業務	令和3年度から 令和4年度まで	12,000 千円
固定資産税土地 評価替え支援業務	令和3年度から 令和5年度まで	30,773
市県民税賦課業務 (令和4年度課税分)	令和4年度	5,950
保育施設仮園舎 借上料(翠ヶ丘)	令和4年度	8,059

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
集会所整備事業	224,800	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。
庁舎等整備事業	112,800			
市有地整備事業	42,200			
保育所施設整備事業	85,500			
認定こども園施設整備事業	249,700			
霊園整備事業	89,700			
水道事業一般会計負担	85,800			
道路橋梁整備事業	154,400			
公園整備事業	19,300			
市街地再開発事業	949,900			
消防防災施設整備事業	139,900			
災害対策事業	13,200			
教育指導研究施設整備事業	16,000			
小学校施設整備事業	44,500			
中学校施設整備事業	787,500			
社会教育施設整備事業	30,400			

第21号議案

令和3年度芦屋市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度芦屋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,433,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 国民健康保険料		千円 2,427,892
	01 国民健康保険料	2,427,892
02 使用料及び手数料		800
	01 手数料	800
06 県支出金		7,017,824
	02 県補助金	7,017,824
08 財産収入		3
	01 財産運用収入	3
09 繰入金		976,342
	02 他会計繰入金	976,342
10 繰越金		1
	01 繰越金	1
11 諸収入		10,138
	02 延滞金, 加算金及び過料	4,600
	20 雑入	5,538
歳 入 合 計		10,433,000

歳 出

款	項	金 額
01 保険総務費		千円 213,373
	01 保険管理費	213,373
02 保険給付費		6,735,275
	01 療養諸費	6,693,360
	02 任意給付費	41,915
06 国民健康保険事業費納付金		3,354,071
	01 医療給付費分	2,377,820
	02 後期高齢者支援金等分	709,254
	03 介護納付金分	266,997
11 保健事業費		107,766
	01 保健事業費	39,388
	02 特定健康診査等事業費	68,378
12 公債費		1
	01 公債費	1
13 諸支出金		12,514
	01 諸支出金	12,514
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		10,433,000

第 2 2 号議案

令和 3 年度芦屋市公共用地取得費特別会計予算

令和 3 年度芦屋市の公共用地取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 889,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 1
	02 財産売却収入	1
02 繰入金		4,355
	02 繰入金	4,355
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		73,643
	20 雑入	73,643
05 市債		811,000
	05 市債	811,000
歳 入 合 計		889,000

歳 出

款	項	金 額
01 用地費		千円 822,172
	01 用地買収費	822,172
02 公債費		5,328
	02 公債費	5,328
03 諸支出金		60,500
	03 諸支出金	60,500
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		889,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業	千円 811,000	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。

第23号議案

令和3年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

令和3年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ934,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
06 財産収入		千円 6,224
	01 財産運用収入	6,224
08 繰入金		925,311
	08 繰入金	925,311
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
10 諸収入		2,464
	20 雑入	2,464
歳 入 合 計		934,000

歳 出

款	項	金 額
01 都市再開発事業費		千円 924,000
	01 芦屋駅北地区再開発事業費	5,525
	02 芦屋駅南地区再開発事業費	918,475
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		934,000

第24号議案

令和3年度芦屋市駐車場事業特別会計予算

令和3年度芦屋市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
03 使用料及び手数料		千円 48,999
	01 使用料	48,999
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
歳 入 合 計		49,000

歳 出

款	項	金 額
01 駐車場事業費		千円 48,000
	01 駐車場事業費	48,000
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		49,000

第25号議案

令和3年度芦屋市介護保険事業特別会計予算

令和3年度芦屋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,396,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 介護保険料		千円 2,005,323
	01 介護保険料	2,005,323
03 使用料及び手数料		240
	02 手数料	240
04 国庫支出金		2,068,251
	01 国庫負担金	1,531,660
	02 国庫補助金	536,591
05 支払基金交付金		2,393,432
	05 支払基金交付金	2,393,432
06 県支出金		1,287,743
	01 県負担金	1,187,550
	03 県補助金	100,193
08 財産収入		43
	01 財産運用収入	43
10 繰入金		1,640,053
	01 一般会計繰入金	1,569,563
	02 基金繰入金	70,490
11 繰越金		1
	11 繰越金	1
13 諸収入		914
	01 延滞金, 加算金及び過料	820
	10 雑入	94
歳 入	合 計	9,396,000

歳 出

款	項	金額
01 総務費		千円 307,703
	01 総務管理費	215,152
	03 介護認定審査会費	92,551
02 保険給付費		8,369,804
	01 介護サービス等諸費	8,366,804
	05 市特別給付費	3,000
05 地域支援事業費		705,749
	02 介護予防・生活支援サービス事業費	445,851
	03 一般介護予防事業費	62,635
	04 包括的支援事業・任意事業費	197,263
06 基金積立金		43
	06 基金積立金	43
09 諸支出金		2,701
	01 償還金及び還付加算金	2,701
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,396,000

第26号議案

令和3年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度芦屋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,578,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		千円 2,280,938
	01 後期高齢者医療保険料	2,280,938
02 使用料及び手数料		160
	01 手数料	160
03 繰入金		285,611
	01 一般会計繰入金	285,611
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
05 諸収入		11,290
	01 延滞金, 加算金及び過料	600
	02 償還金及び還付加算金	3,600
	04 雑入	7,090
歳 入 合 計		2,578,000

歳 出

款	項	金額
01 総務費		千円 32,784
	01 総務管理費	30,255
	02 徴収費	2,529
02 後期高齢者医療広域連合納付金		2,540,616
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	2,540,616
03 諸支出金		3,600
	01 償還金及び還付加算金	3,600
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,578,000

第27号議案

令和3年度芦屋市^{打出}芦屋財産区共有財産会計予算

令和3年度芦屋市の^{打出}芦屋財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

芦屋市^{打出}芦屋財産区共有財産管理者

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
02 財産収入		千円 8,498
	01 財産運用収入	8,497
	02 財産売却収入	1
04 繰越金		1
	04 繰越金	1
05 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		8,500

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 8,200
	01 財産区総務管理費	8,200
30 予備費		300
	30 予備費	300
歳 出 合 計		8,500

第28号議案

令和3年度芦屋市^{三条}津知財産区共有財産会計予算

令和3年度芦屋市の^{三条}津知財産区共有財産会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

芦屋市^{三条}津知財産区共有財産管理者

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 財産収入		千円 498
	01 財産運用収入	497
	02 財産売却収入	1
02 繰入金		1,500
	02 繰入金	1,500
03 繰越金		1
	03 繰越金	1
04 諸収入		1
	20 雑入	1
歳 入 合 計		2,000

歳 出

款	項	金 額
01 財産区総務費		千円 1,800
	01 財産区総務管理費	1,800
30 予備費		200
	30 予備費	200
歳 出 合 計		2,000

